

改正

昭和52年4月1日
昭和54年4月1日
昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和59年4月1日
昭和60年4月1日
平成元年4月1日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成6年4月1日
平成7年4月1日
平成9年4月1日
平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成21年3月28日
平成21年9月26日学則第2号
平成21年12月19日学則第3号
平成22年3月27日学則第8号
平成23年5月24日学則第1号
平成24年3月29日学則第5号
平成25年3月29日学則第5号
平成26年3月22日学則第8号
平成26年12月20日学則第6号
平成26年12月20日学則第7号
平成27年3月20日学則第10号
平成27年3月20日学則第14号
平成27年8月11日学則第2号
平成27年10月31日学則第3号
平成27年10月31日学則第5号
平成28年3月25日学則第12号
平成28年11月15日学則第2号
平成29年1月28日学則第6号
平成29年1月28日学則第7号
平成30年2月17日学則第2号
平成30年11月6日学則第3号
平成31年1月26日学則第7号
平成31年3月22日学則第12号

創価大学通信教育部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 創価大学通信教育部(以下「通信教育部」という。)は、創立者池田大作先生の建学の精神に基づき、大学教育を広く社会に開放し、主として通信教育による正規の課程として開設し、広く知識を授けるとともに、深く学術の理論と応用を教授研究し、創造的な人間の育成を図ることを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価の項目、実施体制等については別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

(通信教育課程)

第2条 本学の通信教育課程は、経済学部、法学部、教育学部及び文学部(以下「各学部」という。)に併置する。

第2章 通信教育部の組織

(授業担当者等)

第3条 通信教育課程の授業は、通信教育部専任の教員及び学部の教員が担当する。ただし、必要があるときは、その他の適任者に担当させることができる。

2 通信教育課程の学習指導は、前項に定める者のほか、インストラクターに担当させることができる。

(通信教育運営委員会)

第4条 通信教育部全般にわたる教育及び研究に関する審議機関として、通信教育運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の各号の者をもって構成する。ただし、第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(1) 学長

(2) 経済学部長、法学部長、教育学部長、文学部長及び学士課程教育機構長

(3) 通信教育部長及び副部長

(4) 教務部長

(5) 各学部及び学士課程教育機構の教員から選任される委員各2名並びに通信教育部専任教員から選任される委員4名

(6) 通信教育部事務長

3 学長が必要と認めるときは、前項以外の者を出席させることができる。

4 運営委員会は、学長が次に掲げる通信教育部の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

5 運営委員会は、前項の他、次に掲げる、通信教育部の教育研究に関する事項について審議し、及び学長、通信教育部長の求めに応じて、意見を述べるすることができる。

(1) 学則・規則等の制定・改廃に関する事項

(2) 教務に関する事項

(3) 学生の転学部、転学科、コース変更に関する事項

(4) 厚生補導及び賞罰に関する事項

(5) 名誉教授及び客員教授の推せんに関する事項

(6) 各種委員会の設置並びに廃止に関する事項

(7) 学長または通信教育部長から諮問された事項

(8) その他通信教育部の研究及び教育に関する事項

- 6 運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に支障のあるときは、学長があらかじめ指名する学部長又は通信教育部長がその職務を代行する。
- 7 運営委員会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。ただし、通信教育部運営に関する重要事項並びに教員の教育研究業績の審査に関する事項については、構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 8 外国出張中の者、休職中の者及び病気その他の理由により引続き3か月以上欠勤中の者は、委員会の構成員に算入しない。
- 9 運営委員会の議決は、出席委員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 10 運営委員会は、原則として毎月1回開催する。但し、次の各号の一に該当するとき、学長は臨時に運営委員会を開催する。
 - (1) 学長又は通信教育部長が必要と認めたとき。
 - (2) 構成員の3分の1以上の要請があったとき。

第4条の2 創価大学学則第34条に定める各学部の教授会は、通信教育部に関する、同条第2項各号に掲げる事項についても意見を述べるものとする。
(通信教育部教員会)

第4条の3 運営委員会のもとに、協議機関として、通信教育部教員会を置く。

2 通信教育部教員会に関する規程は、別に定める。

(各種委員会)

第4条の4 運営委員会のもとに、各種委員会を置く。

2 委員会に関する細則は、別に定める。

(事務室)

第5条 通信教育部に事務室を置く。

2 事務室は、通信教育課程の実施に関する事務を処理する。

第3章 正科課程、入学、学年、休学、退学、除籍、転籍及び転部

(正科課程及び正科生)

第6条 通信教育課程における正規の大学教育の課程を、正科課程という。

2 正科課程の学生を、正科生という。

(学部・学科、収容定員及び学部の目的)

第7条 本学の通信教育課程の学部・学科及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
(1) 経済学部経済学科	1,000名	100名	4,200名
(2) 法学部法律学科	1,000名	100名	4,200名
(3) 教育学部教育学科	300名		1,200名
(4) 教育学部児童教育学科	350名		1,400名
(5) 文学部人間学科	750名	100名	3,200名

2 各学部の人材養成の目的は、別表第1の定めるとおりである。

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第10条 入学することのできる者は、入学の時期に、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者で18歳以上の者
 - (8) その他本学において、高等学校を卒業した者と同等又はそれ以上の学力及びその年齢に達していると認められた者
- (入学の志願)

第11条 入学を志願する者は、所定の選考料を添えて、次の各号の出願書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の入学願書
 - (2) 最終の出身学校の校長の調査書（卒業証明書及び成績証明書をもって、これに代えることができる。）又は検定合格証明書等大学入学資格を証する証明書
- (入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、書類選考による。ただし、必要に応じ、面接により行うことがある。

- 2 選考の可否は、入学審査委員会が判定の原案を作成し、運営委員会並びに当該学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

(入学の許可)

第13条 前条の選考を経て、所定の入学手続を終了した者に、入学を許可する。

第14条 削除

(変更届)

第15条 学生が氏名を改め、又は居住地を変更したときは、その旨の変更届を提出しなければならない。

(編入学)

第16条 本学に編入学を願い出た者については、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 第3年次に編入学を志願する者は、編入学の時期に、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学第2年次以上を修了し、62単位以上修得した者
- (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- (4) 旧制高等学校若しくは旧制専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (6) 高等学校等の専攻科を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができる者

- 3 編入学は、選考により許可する。

- 4 編入学を許可された者のすでに修得した科目、単位数及び在学期間については、審査のうえ、その一部又は全部を認めることができる。

- 5 第4項の編入学の選考の方法、第5項の科目、単位数、在学期間の認定の方法及び卒業要件については、創価大学通信教育部編入学生の選考方法、科目及び単位数認定、並びに卒業要件に関する取扱内規に定める。

(二重学籍の禁止)

第17条 本学又は他大学に在籍している者は、同時に通信教育課程に在籍することはできない。

(休学)

第18条 休学しようとする者は、所定の手続を経て、許可を受けなければならない。

- 2 休学の期間が満了した時点で、復学となる。
- 3 休学の期間は1年とする。なお、やむをえない事由があるときは、期間の延長を許可することがある。ただし通算して5か年を超えることはできない。
- 4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、所定の手続を経て、許可を受けなければならない。

2 退学しようとする年度の学費が未納の場合は、本学則第20条を準用する。

(懲戒)

第19条の2 通信教育部の諸規則に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、所定の手続を経て懲戒する。

2 懲戒は、その情状によって戒告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生につきこれを行うことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

(学費未納退学)

第20条 当該年度の学費を納入しない者は、退学を命じる。

2 前項により退学を命じられた者の、当該年度の単位認定を行なわない。また当該年度は在学期間に算入しない。

(再入学)

第21条 退学した者が再入学を希望するときは、所定の手続を経て、再入学の許可を受けなければならない。

(転籍)

第22条 本学の通学課程から通信教育課程への転籍を志願する者があるときは、選考の上許可することがある。

2 転籍を許可された者の以前に在籍していた課程における科目の修得単位は、転籍を許可された課程の科目の修得単位として認定することができる。

(転学部・転学科)

第23条 本学の通信教育課程において、一の学部から他の学部へ、または一の学科から他の学科へ転部を志願する者があるときは、選考の上許可することがある。

第4章 修業年限及び授業科目

(標準修業年限)

第24条 標準修業年限は、4年とする。ただし、第16条の規定により、第3年次に編入学した者は、2年の課程を修了したものとみなす。

2 在籍期間は、前項の修業年限に8年を加えた期間を超えることができない。

3 前項の在籍期間には、休学の期間を含むものとする。

4 修業年限及び在籍期間は、入学の日から起算する。

(授業科目及び単位数)

第25条 授業科目は、共通科目及び専門科目とする。

2 前項の授業科目の名称、単位数、学年次配当及び履修方法は、別表第2から別表第7のとおりとする。

3 前項の授業科目の名称、単位数、学年次配当及び履修方法に改正があった場合、従前の学則に基づく授業科目の名称等に対する適用関係については、通信教育運営委員会で審議の上、決定する。

4 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 印刷教材等による授業（以下「印刷授業」という。）については、45時間を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

(2) 面接授業及び多様なメディアを利用して行う遠隔授業（以下「メディア授業」という。）について、講義及び演習については15時間から30時間まで、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学通信教育部が定める授業の時間をもって1単位とする。

(教職関係科目)

第25条の2 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目の単位を履修しなければならない。

2 教職に関する専門科目及び単位数は、別表第8のとおりである。

3 通信教育課程で取得できる教員免許状の種類は、次のとおりである。

学部・学科	種類
教育学部児童教育学科	小学校教諭1種免許状
	幼稚園教諭1種免許状

4 教職関係科目の履修に必要な事項は、別に定める。

(社会教育主事関係科目)

第25条の3 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める科目の単位を履修しなければならない。

2 社会教育に関する科目及び単位数は、別表第8の2のとおりである。

3 社会教育に関する科目の履修に必要な事項は、別に定める。

第5章 授業及び学習指導

(授業の方法)

第26条 授業は、印刷授業、面接授業及びメディア授業によって行う。

2 授業の方法に関する細則は、別に定める。

(授業計画の明示)

第26条の2 本学通信教育部は、学生に対し、毎学年の授業開始前に、年間の授業計画、開講する各科目の担当者、授業の方法や内容及びその他の必要な事項を明示する。

2 授業計画の明示に関する細則は、別に定める。

(履修登録)

第26条の3 学生は各学年の初めに、所定の期日までに履修しようとする科目を届け出なければならない。

2 履修の方法に関する細則は、別に定める。

(印刷授業)

第27条 印刷授業は、教材の配布、質疑応答、報告課題に対する学習報告並びにこれに対する添削指導その他の方法によって行う。

2 教材は、教科書、学習指導書及び補助教材とする。

3 教科書は、履修登録に応じて配布する。教科書には、必要に応じて学習指導書を付する。

4 学習活動を補助し、一般教養を高め本学精神を普及するため、補助教材として、定期的に機関誌を発行する。

5 印刷授業に関する質疑は、所定の質問票によって行わなければならない。

6 印刷授業においては、学生は所定の報告課題について学習報告を1単位につき1通提出し、添削指導を受けなければならない。

(面接授業)

第28条 学生は、在籍中、通算して1学年分以上の面接授業に出席し、かつ、30単位以上を修得しなければならない。

2 面接授業は、本学の校舎又はそれに準ずる施設で実施する。

3 面接授業の実施細目については、機関誌等に掲示する。

(メディア授業)

第28条の2 学生は、在籍中、メディア授業を受講し、授業科目の単位を修得することができる。

2 前項により修得した単位は、前条の面接授業単位に代えることができる。

3 メディア授業の実施細目については、そのつど機関誌等に掲示する。

(課外指導)

第29条 本学の校舎・施設又は全国各地の適当な場所において、課外の講義及び学習指導を行うことがある。

第6章 試験

(試験)

第30条 履修した科目の単位認定は試験による。

2 試験は、本学の校舎・施設又は本学指定の場所において実施する。

3 試験の日時及び場所については、機関誌等に掲示する。

(試験の方法)

第31条 試験は、筆記試験及び実技試験とする。ただし、特別の事情があるときは、特別課題に対する論文をもって試験に替えることができる。

2 試験は、通信授業試験及び面接授業試験とする。

3 試験の方法に関する細則は、別に定める。

(受験資格)

第32条 所定の教育費を納入し、かつ、第33条及び第34条の規定に該当すると認められた者でなければ、試験を受けることはできない。

(通信授業試験)

第33条 通信授業試験は、印刷授業試験及び面接授業再試験を行なう。

2 印刷授業試験を受けるためには、第27条第6項所定の通数の学習報告を提出しなければならない。

(面接授業試験)

第34条 面接授業試験を受けるためには、別に定める面接授業の出席要件を満たさなければならない。

(成績評価)

第35条 成績評価は、A、B、C及びDの4級に分かれ、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。ただし、運営委員会が認めた特定の科目については、PとFの2級に分かれ、Pを合格とし、Fを不合格とする。

2 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 試験に不合格の場合は、再試験を受けることができる。

4 本学以外で取得した単位の認定は、Rとすることがある。

(履修証明書)

第36条 履修した授業科目について所定の手数料を納入し、履修証明書の交付を請求することができる。

第7章 卒業及び学位

(卒業に必要な単位数)

第37条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。ただし、30単位以上は、面接授業またはメディア授業によって修得しなければならない。

学部	学 科 (コ ー ス)	共通科目							専門科目			自 由 選 択	総 計
		選択必修			選択				必修	選 択 必修	選 択		
		大 学 科 目	言 語 科 目 (英 語)	言 語 科 目 (第 2 外 国 語)	人 文	社 会	自 然	そ の 他					
経済	経済	4	4	2	8	0	8	14	12	0	56	16	124
法	法律	4	4	2	8	0	8	14	2	32	32	18	124
教育	教 育 (教 育 学)	4	4	2	8	0	8	14	8	16	44	16	124
教育	児 童 教 育	4	4	2	8	0	8	14	10	16	42	16	124
文	人間	4	4	2	0	8	8	14	2	4	58	20	124

2 学生は、他の学部・学科に属する科目を履修することができる(特定の科目を除く)。履修して修得した単位は、自由選択の一部又は全部として算入される。なお、自由選択には、卒業に必要な単位数を超えて修得した専門科目と共通科目の単位が算入される。

3 学生が、本学への入学前又は入学後に、次の各号により修得した単位等を、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとみなし、単位を認定することがある。

- (1) 大学又は短期大学で履修した授業科目について修得した単位
 - (2) 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学し、そこで履修した授業科目について修得した単位又は成果
 - (3) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
 - (4) その他文部科学大臣が別に定める学修
- 4 前項第4号についての細則は、別に定める。
- 5 第3項により認定する単位数は、編入学・転入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。
- (卒業)

第38条 4年以上在学して、前条に定める単位数を修得した者には、卒業を認める。

(卒業の時期)

第38条の2 卒業の時期は3月とする。ただし、4年以上在学して、本人が希望する場合、卒業要件を満たしていることを条件として9月の卒業を認める。

(学位の授与)

第39条 前条により卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 卒業時における学位記の授与を保留する場合については、別に定める。

第8章 削除

第40条から第45条まで 削除

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第46条 科目等履修生として授業科目の一部につき登録を志願する者は、学生の履修に妨げのない限り、選考のうえ許可することがある。

- 2 科目等履修生の納付金は、別表第9のとおりとする。
- 3 学校教育法施行規則第150条の7に基づき、別に定める所定の科目・単位数を修得した者に本学通信教育部正科課程の入学を認めるものとし、そのために科目等履修正科課程入学資格取得コースをおく。この課程に関する細則は、別に定める。
- 4 科目等履修生については、第7条、第24条、第37条、第38条、第39条、第53条及び別に定めるところを除き、本学則を準用する。

第47条から第51条まで 削除

第10章 選考料、学費及び手数料

(選考料)

第52条 正科生として入学（編入学を含む。）を希望する者は、所定の選考料を納めなければならない。

- 2 選考料は、別表第12のとおりとする。

(審査料)

第52条の2 正科生として入学後に教職関係科目の履修を希望する者は、所定の審査料を納めなければならない。

- 2 審査料は、別表第12の2のとおりとする。

(学費)

第53条 学費は、入学金、教育費、スクーリング授業料及びメディア授業料とする。

- 2 前項の学費は、別表第9のとおりとする。

(免除)

第53条の2 経済的理由その他やむを得ない事情があると認められた者に対しては、教育費等の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

- 2 休学中の学費については、別表第9の備考に定める金額に減額することができる。

(入学金)

第54条 入学、再入学又は登録を許可された者は、所定の入学金を納めなければならない。

(教育費)

第55条 教育費は、各学年の始めに納めなければならない。ただし、事情により、教育費の分納を認めることがある。

- 2 第24条第1項の期間を超えて在籍する者は、所定の教育費を納めなければならない。

3 教育費は、別表第9のとおりとする。

(退学等の教育費)

第55条の2 年度の中途において退学した者又は停学若しくは退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除き、その年度の教育費を納めなければならない。

第56条 削除

(スクーリング授業料及びメディア授業料)

第57条 スクーリング授業及びメディア授業を受ける者は、所定の面接授業料及びメディア授業料を納めなければならない。

2 前項のスクーリング授業料及びメディア授業料は、別表第9のとおりとする。

(手数料)

第58条 手数料は、事務手数料とする。

2 前項の手数料は、別表第11及び別表第13のとおりとする。

3 前項の手数料のほか、特別の必要があるときは、手数料を徴収することができる。

(教職課程各種納付金)

第59条 教員免許状を取得しようとする者は、所定の教職課程各種納付金を納めなければならない。

2 前項の教職課程各種納付金は、別表第14のとおりとする。

(事務手数料)

第60条 証明書等の交付を請求する者は、所定の事務手数料を納めなければならない。

(選考料、審査料、学費及び手数料の改定)

第61条 選考料、審査料、学費及び手数料(以下「学費等」という。)は、経済事情の変化にともない、改定することがある。

(学費等の返還制限)

第62条 納入された学費等は、いかなる場合にも返還しない。

第11章 学生証及び登録証

(学生証及び登録証)

第63条 正科生として入学(編入学を含む。)の手續を終えた者には学生証を、科目等履修生として登録の手續を終えた者には登録証を交付する。

第64条 削除

(学生証又は登録証の提示)

第65条 試験、面接授業、課外講義等に出席する場合には、学生証又は登録証を提示しなければならない。

2 本学の教職員(本学が委嘱した者を含む。)が提示を求めたときは、学生証又は登録証を提示しなければならない。

第12章 準用

(学則の準用)

第66条 この学則に定めがない事項については、創価大学学則を準用する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日)

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日)

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日)

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日)

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 本学則施行の際、第25条の2、別表第2、別表第3、別表第6については平成2年度入学した学生にも適用される。

附 則（平成4年4月1日）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第38条及び第39条については、平成3年9月1日から適用する。

附 則（平成5年4月1日）

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月28日）

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 本学則施行の際、平成20年度以前に入学した全在籍生についても第24条を適用する。

3 本学則施行の際、第24条に係る経過措置対象者および、経過措置期間は、別に定める。

4 本学則施行の際、第48条に係る平成20年度以前に登録した科目等履修生が、期間の延長を希望する場合は、経過措置として1年毎の願い出により、4月入学生は平成24年3月31日まで、10月入学生は平成24年9月30日まで延長を認めることがある。

附 則（平成21年9月26日学則第2号）

本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条については、平成22年1月1日から適用する。

附 則（平成21年12月19日学則第3号）

本学則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月27日学則第8号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成21年度以前に入学した学生に係る別表第5から第7までの適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月24日学則第1号）

この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日学則第5号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日学則第5号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月22日学則第8号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月20日学則第6号）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 教育学部児童教育学科は第7条にかかわらず、平成27年度から平成29年度の収容定員を次のとおりとする。

平成27年度

2,450名

平成28年度

2,100名

平成29年度

1,750名

附 則（平成26年12月20日学則第7号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日学則第10号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日学則第14号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月11日学則第2号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月31日学則第3号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月31日学則第5号）

この学則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日学則第12号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月15日学則第2号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月28日学則第6号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月28日学則第7号）

改正

平成30年11月6日学則第3号

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成29年度以前に入学した学生に係る第25条の2第2項及び第3項、第37条、別表第3、第4、第5、第6（教職に関する専門科目（中1免・高1免））、第12の2及び第14の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 経済学部経済学科、法学部法律学科、文学部人間学科は、第7条にかかわらず、平成30年度から平成32年度の収容定員を次のとおりとする。

平成30年度

平成31年度

平成32年度

経済学部経済学科

7,100名

6,200名

5,200名

法学部法律学科

7,100名

6,200名

5,200名

文学部人間学科

750名

1,500名

2,350名

附 則（平成30年2月17日学則第2号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月6日学則第3号）

この学則は、平成30年11月6日から施行する。

附 則（平成31年1月26日学則第7号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日学則第12号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 各学部の人材養成の目的

（経済学部）

創価大学経済学部は、開学以来、建学の精神である「人間教育」「大文化建設」そして「平和創出」に基づき、グローバルな経済社会を担うリーダーの育成を目指してきました。とくに、人類の新しい経済のあり方を問う「人間主義経済」の理論的・実践的な研究は、創価大学経済学部が独自に担う使命です。そこで、創価大学経済学部通信教育課程は、以下の3つの教育目標を掲げます。

1. 体系的な経済学教育を通して、問題発見・解決能力と論理的思考力を備えた人材を育成する。
2. スクーリング等の対面授業による経済学教育を通して、実社会で役立つコミュニケーション力を備えた人材を育成する。
3. 人間主義に基づく経済学教育を通して、世界の平和と人類の幸福に貢献する人間力を備えた人材を育成する。

（法学部）

創価大学法学部は、創立者池田大作先生が示された建学の精神に立脚し、人間主義に基づく法学教育を通じて論理的な思考力と説明力を身につけ、現実の問題の解決を図ることにより、人類の幸福、社会の平和の実現に貢献できる人材を育成することを目的として、以下の3つの教育目標を掲げています。

1. 民衆の側に立ち、正義の実現のために行動する健全なリーガルマインドを身につけた人材を育成する。
2. 人権を尊重し、平和実現のためにたゆまず努力を続ける人材を世界に輩出する。
3. 人間主義を基調とした新たな法文化創造の担い手を養成する。

（教育学部）

教育学部は、創価教育の父、牧口常三郎先生の遺志を受け継ぎ、教育学科、児童教育学科ともに、建学の精神にある人間主義に基づいた学問研究と教育実践を行うことを目指しています。

創価大学の建学の精神およびグランドデザインが示す「創造的人間」という指標を踏まえ、教育学部は「人間教育とは何か」について探究し、その精神を基盤にして、将来のさまざまな場面における問題を、教育学的・心理学的視点から、高度な知識と技術をもって解決できる人間の育成を目的として、以下の4項目を教育目標に掲げています。

1. 教育学、心理学に関連する諸学問の学修を通して、それを、教育を考えるための糧としていくことができる人間を育成する。
2. さまざまな教育の場において、現在どのような問題が起こっているのか、その問題の解決のために何が求められているかを理解し、それを実際に解決できる問題解決能力を身につけた人間を育成する。
3. 教育問題を自明のものと受け止めるのではなく、それらをつねに学問的な検証の対象にしていく態度を身につけた人間を育成する。
4. 教育問題を、地域・国・世界というさまざまなレベルで考え、その結果を自分の言葉で語るとともに、社会の様々な領域における活動において活用することができる人間を育成する。

（文学部）

文学部人間学科は、本学の建学の精神と文学部の三指針「生命の尊厳の探究者たれ」「人類を結ぶ世界市民たれ」「人間主義の勝利の指導者たれ」を学部教育の理念・目的として、言語・人文・社会にわたる人間の広範な文化活動を深く学び研究することによって、以下のような資質と能力を備えて各界・各分野で本格的に活躍できる創造的人間の育成を目的としています。

1. 人間と社会と文化に関する基礎的教養と専門的学術を修得し、諸事象を精確に理解し、鑑賞し、評価することができる。
2. 的確で豊かな自己表現とコミュニケーションを行うことができる。

3. 基礎的・専門的学知に基づいて、新しい知識と表現を創造することができる。
4. 論理的に思考し、適切な方法で情報の取得と処理を行い、物事の的確な判断ができる。
5. 文化の多様性を尊重しつつ、世界市民として、生命の尊厳と平和を志向する。
6. 学ぶことの意味を理解し、自律的学習者として、目標をもって自己の成長を図る。
7. 人間主義の社会に向かって、他者と協力する姿勢やリーダーシップを発揮する。

別表第2 共通科目

系列・科目群	授業科目	必修・選択必修・選択の単位数及び年次									備考	
		必修			選択必修			選択				年次
		印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア		
大学科目	人間教育論					1	1				1	選択必修 2単位以上
	創価教育論					1	1				1	
	自立学習入門	1	1								1	
言語科目 (英語)	英語ⅠA	2									1	必修4単位
	英語ⅠB		1	1							1	
				2								
	英語ⅡA				2						2	
	英語ⅡB					1	1				2	
言語科目 (第2外国語)	英会話Ⅰ					1	1				2	選択必修 2単位以上
	英会話Ⅱ					1	1				2	
	ドイツ語A				2						2	
	ドイツ語B					1	1				2	
	フランス語A				2						2	
	フランス語B					1	1				2	
	中国語Ⅰ					1	1				2	
								2				
	中国語Ⅱ					1	1				2	
								2				
	スペイン語A				2						2	
スペイン語B					1	1				2		
ハングルⅠ					1	1				2		
ハングルⅡ					1	1				2		
健康・体育科目 (その他)	体育実技					1					1	教員免許 取得希望 者のみ履 修可
	体育講義A				1						2	
	体育講義B					1	1				1	
	体育講義C				2						1	
人文・芸術・思想 科目(人文分野科目)	音楽				2	1	1				2	法学部・ 経済学 部・教育 学部は選 択8単位 以上
	美術				4						2	
	文学A				2						1	
	文学B				2						1	
	哲学				4						1	
					2	1	1					
	倫理学				4						2	
					2	1	1					
歴史				4						2		
				2	1	1						
社会・文化・生活	法学概説				2						1	文学部は 選択8単
						1	1					

科目（社会分野科目）	日本国憲法	2				1	位以上
			1	1			
	経済学	4				1	
		2	1	1			
	経営学入門	2	1	1		1	
	社会学Ⅰ	2				2	
			1	1			
	社会学Ⅱ	2				2	
			1	1			
					2		
政治学	4				2		
心理学	4				1		
	2	1	1				
	2		2				
教育学		1	1		2		
自然・数理・情報科目（自然分野科目）	数学基礎	2	1	1		1	選択8単位以上
	統計学入門	2	1	1		1	
	コンピュータ・リテラシー		1	1		2	
	プログラミング		1	1		2	
	情報科学（情報と社会）	2				1	
	生命科学		1	1		1	
	環境科学	2				2	
		1	1				
平和・人権・世界科目（その他）	総合科目A		1	1		1	
	総合科目B	2				2	
			1	1			
	平和学入門	2				1	
			1	1			
	地域研究A	2				2	
			1	1			
	地域研究B		1	1		2	
地域研究C	2				2		
		1	1				
共通総合演習	1	1			1		

別表第3 経済学部経済学科専門科目

系列・科目群	授業科目	必修・選択必修・選択の単位数及び年次									備考	
		必修			選択必修			選択				年次
		印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア		
専門科目	経済と歴史	2	1	1							1	必修科目 12単位
		2		2								
	ミクロ経済学	2	1	1							1	
		2		2								
	マクロ経済学	2	1	1							2	
	経済数学入門							2	1	1	1	
	簿記原理							2	1	1	2	
	基礎統計学							2	1	1	2	
	経営学原理							2	1	1	3	
	会計学							4			3	
	財政学							2	1	1	3	
								2		2		
	国際経済論							4			3	
								2	1	1		
	経済政策論							2	1	1	3	
	開発と貧困の経済学							4			3	
	西洋経済史							4			3	
	政治学原論							4			3	
								2	1	1		
	地域経済事情							2	1	1	3	
	憲法人権論							2	1	1	3	
	憲法総論・統治機構論							4			3	
								2	1	1		
							2		2			
会社法							2	1	1	3		
日本経済史							4			4		
金融論							2	1	1	4		
							2		2			
経済学史							4			4		
日本経済論							2	1	1	4		
農業経済論							4			4		

別表第4 法学部法律学科専門科目

系列・科目群	授業科目	必修・選択必修・選択の単位数及び年次									備考	
		必修			選択必修			選択				年次
		印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア		
専門科目	法学		1	1							1	必修科目 2単位
				2								
	憲法総論・統治機構論				4						1	選択必修 科目32単位
				2	1	1						
				2		2						
	民法総則			2	1	1					1	
				2		2						
	憲法人権論			2	1	1					2	
	物権法			2	1	1					2	
	刑法総論			2	1	1					2	
	商法			4							2	
	債権総論			2	1	1					3、4	
	刑法各論			4							3、4	
	会社法			2	1	1					3、4	
	行政法総論			2	1	1					3、4	
	債権各論			4							3、4	
	有価証券法			4							3、4	
	民事訴訟法			4							3、4	
				2	1	1						
	刑事訴訟法			4							3、4	
				2	1	1						
	政治学原論			4							3、4	
				2	1	1						
	政治学史						4				3、4	選択科目 32単位
	国際法総論						4				3、4	
							2	1	1			
	国際政治論						4				3、4	
	国際関係史						2				3、4	
	公共政策論						2				3、4	
	親族・相続法						4				3、4	
							2	1	1			
	刑事政策						4				3、4	
	行政救済法						4				3、4	
労働法						4				3、4		
						2	1	1				
知的財産法						4				3、4		
国際私法						2				3、4		
国際法各論						4				3、4		
租税法						4				3、4		
						2	1	1				
社会保障法						4				3、4		

環境法			4			3、4
			2	1	1	
法社会学			2			3、4
法史学			4			3、4
EU法			2			3、4
英米法			2			3、4
日本政治外交史			2			3、4
行政学			2			3、4
地方自治論			4			3、4
企業ソーシャル・キ ャピタルと法			2			3、4
都市デザイン論			2			3、4
人間の安全保障論			2			3、4
消費者法			2			3、4

別表第5 教育学部教育学科専門科目

系列・科目群	授業科目	必修・選択必修・選択の単位数及び年次									備考		
		必修			選択必修			選択				年次	
		印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア			
専門科目	教育学概論Ⅰ		1	1							1	必修科目 8単位	
				2									
	教育学概論Ⅱ	2									1		
	心理学概論Ⅰ		1	1							1		
					2								
	心理学概論Ⅱ	2									1		
	教職概論				2						1	選択必修 科目16単 位以上	
	教育哲学				2	1	1				2		
	教育社会学				4						2		
	カリキュラム論				2						2		
	教育心理学Ⅰ					1	1				2		
							2						
	国際開発教育論				2						2		
	発達心理学Ⅰ				2						3		
	臨床心理学Ⅰ				2						3		
	教育方法学				4						3		
	教育カウンセリング				2	1	1				3		
	比較・国際教育学				4						3		
	生涯学習概論							2	1	1	1		選択科目 42単位以 上
								2		2			
	教育行財政学							2	1	1	2		
	教育心理学Ⅱ							2			2		
	教育史A							2			2		
	教育史B								1	1	2		
	道德教育論							2			2		
	生徒・進路指導論							2			2		
									1	1			
	社会教育計画							4			2		
	社会教育特講A							2			2		
	特別活動論							2			2		
	総合的学習の指導論							2			3		
	情報教育論							2			3		
	発達心理学Ⅱ							2			3		
臨床心理学Ⅱ							2			3			
インクルーシブ教育論							2			3			
児童福祉論							2			3			
環境教育論							2			3			
社会教育特講B							2			3			
教育評価							2			3			
								1	1				
特別支援教育								1	1	2			
社会教育演習								2	2	4			

別表第6 教育学部児童教育学科専門科目

系列・科目群	授業科目	必修・選択必修・選択の単位数及び年次									備考		
		必修			選択必修			選択				年次	
		印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア			
専門科目	初等教育原理Ⅰ		1	1							1	必修科目 10単位	
	初等教育原理Ⅱ	2									1		
	心理学概論Ⅰ		1	1							1		
	心理学概論Ⅱ	2									1		
	教育心理学Ⅰ		1	1							2		
	教職概論					1	1				1		選択必修 科目16単 位以上
	カリキュラム論				2						2		
	教育行財政学				2	1	1				2		
	教育心理学Ⅱ				2						2		
	教育方法論				4						3		
	発達心理学Ⅰ				2						3		
	発達心理学Ⅱ				2						3		
	生活科教育								1	1	2	選択科目 42単位以 上	
	家庭科教育							2			2		
	国語概論							2			1		
	社会科概論							2			1		
	数学概論								1	1	1		
	理科概論								1	1	1		
	音楽概論							2			1		
	音楽総合A								1	1	2		
	音楽総合B								1	1	3		
	美術概論							2			1		
	造形表現基礎								1	1	2		
	体育概論							2			1		
	運動の技術と指導								1	1	2		
	情報教育論							2			3		
	道徳教育論							2			2		
	保育内容総論							2			2		
	保育教育課程論							2			2		
	保育方法論								1	1	2		
保育内容（健康）の指導法							2			2			
保育内容（人間関係）の指導法							2			2			

保育内容（環境）の指導法								2			2
保育内容（言葉）の指導法								2			2
保育内容（表現）の指導法									1	1	2
幼児理解と教育相談								2			2
国語科教育									1	1	2
社会科教育									1	1	2
算数科教育									1	1	2
理科教育								2			2
音楽科教育									1	1	2
英語科教育									1	1	2
図工科教育								2			2
体育科教育								2			2
英語概論								2			2
生活科概論								2			1
生徒・進路指導論								2			2
									1	1	
教育カウンセリング								2	1	1	3
家庭科概論								2			1
特別活動論								2			2
総合的な学習の時間の指導論								2			2
インクルーシブ教育論								2			3
教育評価								2			3
									1	1	
特別支援教育									1	1	2
教職実践演習（幼・小）									2		4
教育実習（幼・小）Ⅰ									5		4
教育実習（幼・小）Ⅱ										3	4
											教員免許法上、単位軽減が可能な者のみ履修可能

別表第7 文学部人間学科専門科目

系列・科目群	授業科目	必修・選択必修・選択の単位数及び年次									備考	
		必修			選択必修			選択				年次
		印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア		
専門科目	人間学		1	1							1	必修2単位
	卒業研究AⅠ					1					3	選択必修 4単位以上
	卒業研究AⅡ（異文化コミュニケーション日本語）					3					4	
	卒業研究AⅡ（哲学・歴史学）					3					4	
	卒業研究AⅡ（表現文化）					3					4	
	卒業研究AⅡ（社会学）					3					4	
	卒業研究B（異文化コミュニケーション日本語）				4						4	
	卒業研究B（哲学・歴史学）				4						4	
	卒業研究B（表現文化）				4						4	
	卒業研究B（社会学）				4						4	
	異文化コミュニケーション入門								1	1	1	
	哲学・思想への招待								1	1	1	
	世界文学への招待								1	1	1	
	表現文化論入門								1	1	1	
	歴史学への招待								1	1	1	
	現代社会研究への招待								1	1	1	
	社会福祉論							2			1	
	仏教思想概論							2			1	
	西洋哲学史Ⅰ								1	1	1	
	文学研究法入門Ⅰ								1	1	1	
	文学研究法入門Ⅱ							2			1	
	ロシア文学入門								1	1	1	
	日本文学概論								1	1	1	
	日本語学概論Ⅰ							2			1	
	日本語学概論Ⅱ							2			1	
	比較文化Ⅰ								1	1	1	
	比較文化Ⅱ							2			1	
	歴史学概論								1	1	1	
	比較文化史概論							2			1	
	考古学概論							2			1	
	現代ロシア概論							2			1	

国際関係論			2			1
社会調査の基礎			2			1
社会学概論				1	1	1
文化人類学			2			1
哲学概論				1	1	1
日本語教育概論			2	1	1	1
日本語コミュニケーション論			2			2
対照言語学				1	1	2
日本語音声学				1	1	2
倫理学概論			2			2
日本思想史Ⅰ				1	1	2
イギリス古典文学史			2			2
イギリス近代文学史			2			2
アメリカ文学史			2			2
演劇入門				1	1	2
ロシアの歴史と文化				1	1	2
東欧の歴史と文化			2			2
映画論				1	1	2
日本文学史				1	1	2
中国文学Ⅰ				1	1	2
中国文学Ⅱ			2			2
言語学概論			4			2
			2	1	1	
日本古代・中世史概説			2			2
西洋史概説Ⅰ				1	1	2
東洋史概説Ⅰ			2			2
東洋史概説Ⅱ			2			2
現代中国概論			2			2
中央アジア論			2			2
社会学史概説				1	1	2
家族の社会学				1	1	2
地域と都市の社会学				1	1	2
ジャーナリズムの社会学			2			2
宗教社会学			2			2
児童福祉論			2			2
社会言語学			2			2
日本語文法Ⅰ				1	1	2
					2	
日本語文法Ⅱ			4			2
日本語教材研究Ⅰ			1	1		2
日本語教材研究Ⅱ			1	1		2
日本語教授法Ⅰ			2			2
日本語教授法Ⅱ				1	1	2
日本語の表現				1	1	2
西洋哲学史Ⅱ			2			2

論理学				1	1	2
科学哲学			2			2
宗教学			2			2
言語哲学			2			2
東洋思想史				1	1	2
日本思想史Ⅱ				1	1	2
西洋史概説Ⅱ				1	1	2
日本古典文学作家作品論				1	1	2
日本近代文学作家作品論				1	1	2
漢文学特講Ⅰ				1	1	2
漢文学特講Ⅱ			2			2
日本語の語彙・表記			2			2
日本近世・近現代史概説			2			2
中国の政治			2			2
中国の経済			2			2
メディアと社会心理			2			2
歴史の社会学				1	1	2
ジェンダーの社会学			2			2
現代宗教の社会学			2			2
日本語教育学特講A				1	1	3
日本語教育学特講B			2			3
日本語教育学特講C			2			3
				1	1	
言語習得理論			2			3
				1	1	
英米児童文学研究				1	1	3
ロシア文学			2			3
中東文化論Ⅰ				1	1	3
中東文化論Ⅱ			2			3
中央ユーラシア史				1	1	3
民俗学				1	1	3
西洋文化史				1	1	3
東洋文化史			2			3
古文書学				1	1	3
平和学				1	1	3
人間の安全保障			2			3
国際社会論				1	1	3
日本語教授法演習			1	1		4
日本語教育実習			1	1		4

別表第8 教職に関する専門科目（小1免・幼1免）

系列・科目群	授業科目	必修・選択必修・選択の単位数及び年次									備考	
		必修			選択必修			選択				年次
		印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア		
教職専門科目	教職概論		1	1							1	必修科目
	初等教育原理Ⅰ		1	1							1	
	初等教育原理Ⅱ	2									1	
	教育心理学Ⅰ		1	1							2	
	教育心理学Ⅱ	2									2	
	教育行財政学	2	1	1							2	
	インクルーシブ教育論	2									3	
	国語概論	2									1	
	数学概論		1	1							1	
				2								
	音楽概論	2									1	
			1	1								
				2								
	美術概論	2									1	
	体育概論	2									1	
	生活科概論	2									1	
	教職実践演習（幼・小）		2								4	
	教育実習（幼・小）Ⅰ					5					4	
	教育実習（幼・小）Ⅱ								3		4	教育職員免許法上、単位軽減が可能な者のみ履修可能
	カリキュラム論	2									2	小1免 必修科目
	国語科教育		1	1							2	
	社会科教育		1	1							2	
	算数科教育		1	1							2	
理科教育	2									2		
生活科教育		1	1							2		
音楽科教育		1	1							2		
英語科教育		1	1							2		
図工科教育	2									2		
体育科教育	2									2		
家庭科教育	2									2		
道徳教育論	2									2		
特別活動論	2									2		

教育方法論	4										3	
教育カウンセリング	2	1	1								3	
社会科概論	2										1	
理科概論		1	1								1	
家庭科概論	2										1	
英語概論	2										2	
生徒・進路指導論	2										2	
		1	1									
総合的な学習の時間の指導論	2										2	
音楽総合A									1	1	2	選択科目
音楽総合B									1	1	3	
造形表現基礎									1	1	2	
運動の技術と指導									1	1	2	
保育教育課程論	2										2	幼1免
保育内容（健康）の指導法	2										2	必修科目
保育内容（人間関係）の指導法	2										2	
保育内容（環境）の指導法	2										2	
保育内容（言葉）の指導法	2										2	
保育内容（表現）の指導法		1	1								2	
保育方法論		1	1								2	
幼児理解と教育相談	2										2	

別表第8の2 社会教育主事に関する専門科目

科目名	授業科目	必修・選択必修・選択の単位数及び年次									備考	
		必修			選択必修			選択				年次
		印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア	印刷	面接	メディア		
社会教育主事に関する専門科目	生涯学習概論							2	1	1	1	必修
	社会教育計画							4			2	
	社会教育演習								2	2	4	
	社会教育特講A							2			2	
	社会教育特講B							2			3	
社会教育特講Ⅲ	教育学概論Ⅰ		1	1							1	選択8単位以上
				2								
	教育学概論Ⅱ	2									1	
	教育心理学Ⅰ					1	1				2	
							2					
	教育心理学Ⅱ							2			2	
	教育行財政学							2	1	1	2	
	道德教育論							2			2	
	教育社会学				4						2	
発達心理学Ⅰ				2						3		
発達心理学Ⅱ								2		3		
児童福祉論								2		3		

別表第9 学費

(単位：円)

課程費目	科目	金額	備考
入学金		27,000	①本学通学課程からの転籍者は免除する。 ②編入学者のうち本学通学課程、通信教育課程または創価女子短期大学出身者は免除する。 ③再入学者は免除する。 ④本学通信教育課程科目等履修生の登録経験者は、入学年度の入学金相当額を免除することがある。
夏期・秋期	講義科目	12,000	
スクーリング授業料	実技・語学科目	24,000	
	共通総合演習	9,000	
	日本語教材研究Ⅰ・Ⅱ 日本語教授法演習Ⅰ・Ⅱ		
	教職実践演習	13,500	
地方スクーリング授業料	講義科目	15,000	メディア授業（リアルタイム）含む
	実技・語学科目	30,000	
	自立学習入門	9,600	
	共通総合演習	12,000	
	日本語教材研究Ⅰ・Ⅱ 日本語教授法演習Ⅰ・Ⅱ		
	教職実践演習	18,000	
メディア授業(オンデマンド)スクーリング授業料	講義科目	15,000	
	語学科目	30,000	
	自立学習入門	7,500	

平成27年度以降生

課程費目	正科生		備考
教育費	法学部	85,000	年額（1年次～4年次） ※休学中は年額5,000円
	経済学部	85,000	
	教育学部	89,000	
	文学部	89,000	
	全学部	55,000	年額（4年次の標準修業年限超過者） ※休学中は年額5,000円

平成26年度以前生

課程費目	正科生		備考
教育費	法学部	74,000	年額（1年次～4年次） ※休学中は年額5,000円
	経済学部	74,000	
	教育学部	74,000	
	全学部	45,000	年額（4年次の標準修業年限超過者） ※休学中は年額5,000円

別表第10 科目等履修生の納付金

(単位：円)

費目	金額	備考
選考料	9,000	初年度のみ
登録料	14,000	①本学通学課程、通信教育課程または創価女子短期大学出身者は免除する。 ②本学通信教育課程科目等履修生の登録経験者は免除することがある。
科目別履修費	3,000	1単位
教育費	10,000	初年度
	20,000	2年目（継続費）

別表第11 各種証明手数料

(単位：円)

項目	手数料
成績証明書	200
終了証明書	200
卒業証明書	200
卒業見込証明書	200
教員免許申請用単位修得証明書	200
教員免許状取得見込証明書	200
科目等履修生単位修得証明書	200
在学証明書	100
科目等履修生登録証明書	100
スクーリング出席証明書	100
退学証明書	100
英文成績・卒業証明書	500

別表第12 選考料

(単位：円)

費目	課程	正科生	備考
選考料		9,000	入学時に教員免許の取得を希望する者は14,000

別表第12の2 審査料

(単位：円)

費目	課程	正科生	備考
審査料		2,000	教育学部児童教育学科への学部・学科変更

別表第13 手数料

(単位：円)

項目	手数料
学部・学科・コース変更	5,000
スクーリング取消	2,000

別表第14 教職課程各種納付金

(単位：円)

項目	納付金	備考
教職課程登録費（幼稚園・小学校）	30,000	
教育実習講義受講料	6,000	地方会場は11,000
介護等体験登録料	16,000	
教員免許状一括申請手数料	500	